

戸田市建築物耐震改修促進計画 (第3次)

令和8年3月

戸 田 市

目 次

第1 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の背景.....	1
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 計画の期間.....	2
5. 計画の対象.....	3
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	4
1. 市の地震履歴.....	4
2. 市における地震被害の想定.....	5
3. 建築物の耐震化の現状と目標.....	5
第3 建築物の耐震化の基本的な方針.....	9
1. 住宅.....	9
2. 多数の者が利用する市有建築物.....	9
3. 多数の者が利用する民間建築物.....	9
第4 民間の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	10
1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針.....	10
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要.....	10
3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備.....	11
4. 地震時の安全対策に係る取組み.....	11
5. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の把握.....	12
6. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項.....	12
第5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及.....	13
1. ハザードブックの周知.....	13
2. 情報提供の充実及び相談体制の整備.....	13
3. パンフレットなどの作成・配布.....	13
4. 自主防災会等との連携.....	13
第6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項.....	14
1. 関係団体等による協議会の活用.....	14
2. 被災建築物応急危険度判定士の体制.....	14
3. その他.....	14

第1 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成8年4月1日施行。以下「耐震改修促進法」という。）第6条に基づき、市内の住宅や建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による建築物の倒壊等の被害を軽減し、市民の生命と財産を守ることを目的とする。

2. 計画の背景

表1 本計画策定等に係る主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	新耐震基準の導入
平成7年1月	平成7年兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者 6,437人 (内閣府HPより) 旧耐震基準の建築物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示 (以下「国の基本方針」という)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定 (以下「県耐震改修促進計画」という)	
平成20年3月	戸田市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 市有100%、民間96%
平成23年3月	平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 死者19,729人、行方不明者2,559人 (内閣府HPより)
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成28年4月	平成28年熊本地震	最大震度7(2回記録) 死者273人 (内閣府HPより) 平成12年5月31日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成29年3月	戸田市建築物耐震改修促進計画改定 (2次計画、令和6年見直し実施)	令和7年度までの耐震化率の目標 住宅96% 多数の者が利用する建築物 市有100%、民間96%
平成30年6月	大阪府北部地震	最大震度6弱 死者4人(うちブロック塀崩落により2人死亡) (内閣府HPより)

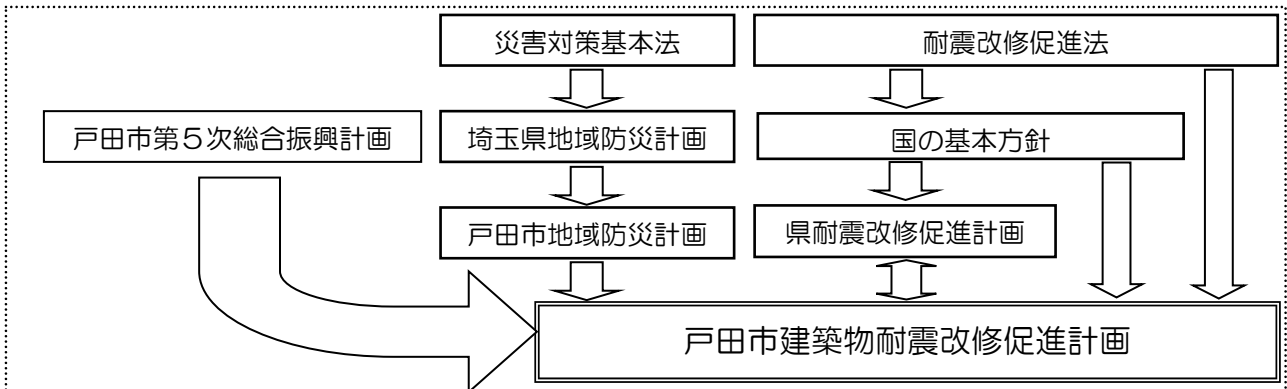
平成 30 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年 7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和 3 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 令和 7 年までに耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
令和 6 年 1 月	令和 6 年能登半島地震	最大震度 7 死者 698 人（令和 7 年 12 月 25 日時点） 平成 12 年 5 月 31 日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
令和 7 年 7 月	国の基本方針の改正	令和 17 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消する目標を明示

3. 計画の位置づけ

国の基本方針及び県耐震改修促進計画を踏まえ、本市の上位計画である戸田市第 5 次総合振興計画や戸田市地域防災計画との整合を図り、本計画を策定する。

なお、本改定では、市内の住宅や建築物の現状を把握し、新たな耐震化の目標や目標達成するために必要な施策を定めることとする。

図 1



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

なお、総務省統計局で 5 年ごとに実施される「住宅・土地統計調査」の調査結果を基に計画に対する実績等の進捗状況を検証するものとする。

また、期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するために、耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

5. 計画の対象

本計画では、市全域の「住宅」及び表2に掲げる「多数の者が利用する建築物」を対象とする。

表2 多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法 第14条	用途	特定既存耐震不適格建築物 (耐震改修促進法施行令第6条) の規模要件
第1号	1 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	2 体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数3以上かつ1,000㎡以上
	3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4 病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5 劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6 集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7 展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8 卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10 ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12 事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15 幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16 博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17 遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18 公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	24 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 市の地震履歴

市における主な地震は以下のとおりとなっている。

過去にさかのぼると、1923年（大正12年）の関東大震災では本市でも多くの家屋が災害に遭っている。

最近では、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により、市内において最大震度5強を記録し、多くの建築物の損壊が発生し、首都圏の交通網の麻痺による帰宅困難者の発生や福島第一原子力発電所の被災に伴う計画停電、放射性物質の飛散等の連鎖的被害も発生した。

表3 主な地震による戸田市域の被害履歴

発生年	地震名	震源 (M)	被害
弘仁9年 (818年)		関東北部 M7.5以上	武蔵国など6か国に地震、多数の百姓圧死。
慶安2年 (1649年)	慶安武蔵地震	川越近辺 M7.0	武蔵・下野地方において大きな被害が発生。
元禄16年 (1703年)	元禄地震	相模湾 M7.9~ 8.2	小田原での被害が甚大で、東海道は川崎から小田原まで全滅状態。江戸周辺でも被害は大きく、蕨において震度5を記録。
安政2年 (1855年)	安政江戸地震	江戸 M6.9± 0.1	江戸下町で被害が大きかった。市内における被害の詳細は不明だが、震度5~6と予想される。
大正12年 (1923年)	関東地震	相模湾 M7.9	市内の被害は、住宅の全潰142戸、半潰148戸、破損763戸、非住宅の全潰153棟、半潰137棟、破損800棟、死者3人、負傷者4人。震度は5~6。
昭和6年 (1931年)	西埼玉地震	M6.9	埼玉県では死傷者125人、住宅の全潰63戸、半潰123戸、市内では震度4~5。
昭和43年 (1968年)	埼玉県中部	M6.1	東京で負傷6名、家屋一部破損15件、非住宅破損1件、栃木で負傷1名。
平成元年 (1989年)	茨城県南西部	M5.6	熊谷で震度3、負傷者2名、火災2件、塀、壁、車、窓ガラス等破損。
平成17年 10月16日 (2005年)	茨城県南部	M5.1	戸田市震度4。住宅設備一部破損1件、エレベーター閉じこめ1件。
平成23年 3月11日 (2011年)	東北地方 太平洋沖	M9.0	戸田市内震度5強。負傷（軽傷）7名、建物損壊等101件、エレベーター閉じこめ数件。
平成27年 5月30日 (2015年)	小笠原諸島 西方沖	M8.1	戸田市震度4。ライフライン被害1件、家庭用水道にごり水発生6件、排水溝の水漏れ1件。

出典：戸田市地域防災計画（令和6年9月）

2. 市における地震被害の想定

市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震として、埼玉県により平成24年度及び平成25年度に実施された「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（以下「埼玉県地震被害想定」という。）では、3つの海溝型地震（東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震）と2つの活断層型地震（関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震）による5つの地震が想定されている。

これらの想定地震のうち、市内に最も大きな被害を及ぼす地震としては、東京湾北部地震が挙げられ、市内の広い範囲で最大震度6強の揺れが発生すると予想される。

埼玉県地震被害想定では、これら5つの地震による市内での建築物の被害について以下のように想定している。

表4 建物被害の予測（揺れ、液状化及び火災の発生による）

（単位：棟）

建物被害	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震
全壊	1,109	138	73	57	0
半壊	2,609	427	318	255	23
火災焼失	18	0	0	0	0

出典：戸田市地域防災計画（令和6年9月）

3. 建築物の耐震化の現状と目標

（1）住宅の耐震化の現状と目標

令和5年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した住宅の耐震化の現状は、住宅総数70,140戸のうち耐震性のある住宅が67,394戸で、耐震化率は96.1%となっており、県耐震改修促進計画に記載されている県内の住宅の耐震化率の92.6%に比べて高い状況となっている。

本市においては、令和12年度までに耐震率を97.0%とすることを目標とし、耐震性が不十分な住宅について、引続き住宅の耐震化を促進していく。

住宅の耐震化率の現状

令和5年住宅・土地統計調査 96.1%（調査に基づく推計値）

住宅の耐震化率の目標

目標値 97.0%（令和12年度）

表5 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率 (%)
	a	住宅				
		耐震性なし	耐震性あり			
	b	c	d	e (= a+d)	f (= (c+d)/e)	
平成20年 10月1日 現在	7,851	5,139	2,712	47,659	55,510	90.7%
平成25年 10月1日 現在	8,234	4,113	4,121	54,396	62,630	93.4%
平成30年 10月1日 現在	6,084	2,865	3,219	58,606	64,690	95.6%
令和5年 10月1日 現在	7,484	2,746	4,738	62,656	70,140	96.1%

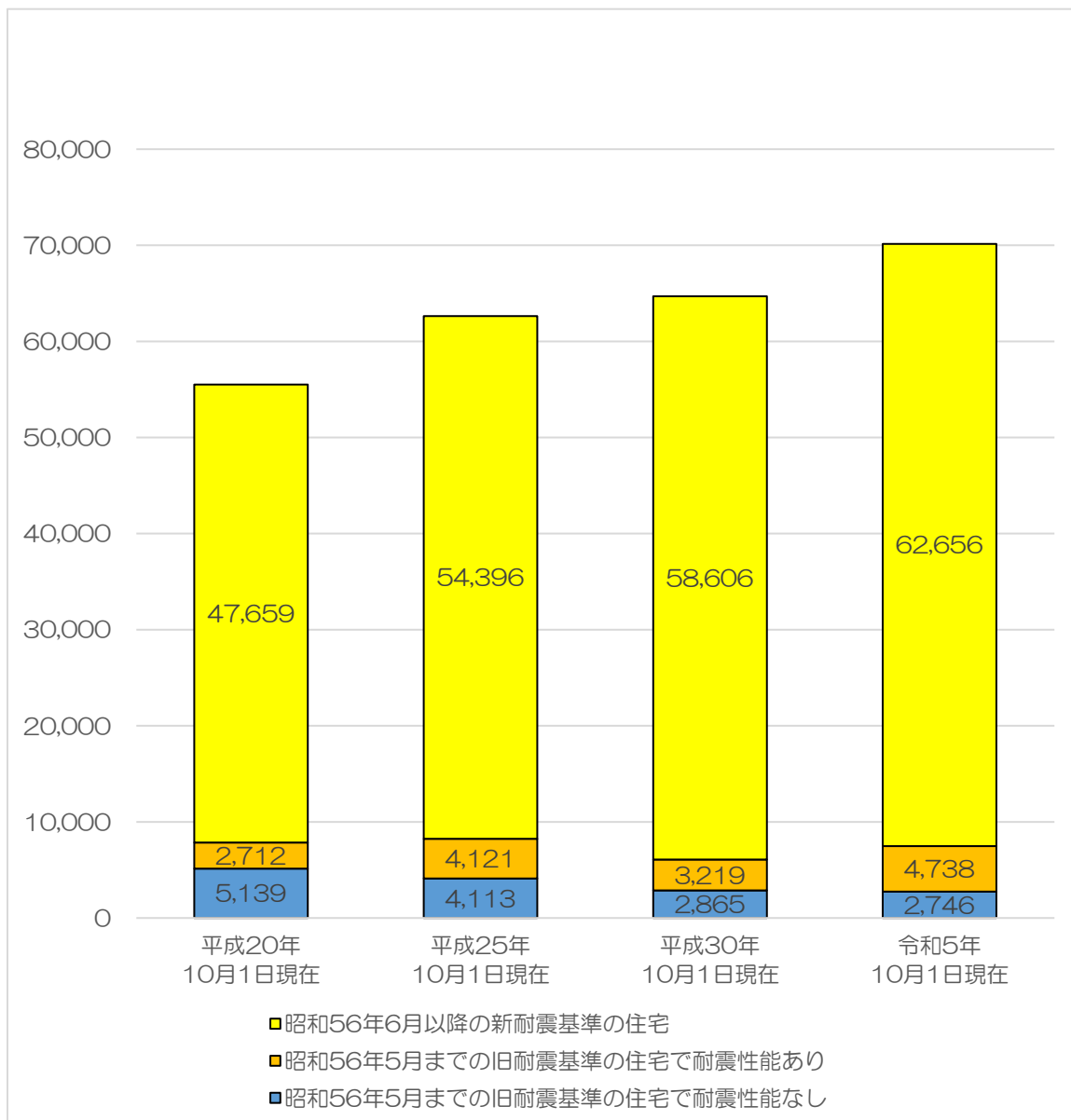
戸田市建築住宅課データ

※ 「耐震性あり」の戸数は、住宅・土地統計調査で「耐震工事をした」と答えた戸数（またはその推計戸数）

本市における住宅の耐震化率は、住宅・土地統計調査の結果を基に推計している。

推計にあたっては、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工した住宅に適用された耐震基準）の住宅で、もともと耐震壁が多い又は耐震改修工事をおこなった等の理由により、現行の耐震基準を有する住宅が一定数あるとの推計の上で算定している。

図2 耐震化の推移



戸田市建築住宅課データ

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状及び目標について、市有及び民間建築物ごとにまとめたものを以下に示す。

ア 多数の者が利用する市有建築物の現状

多数の者が利用する市有建築物の耐震診断及び耐震改修は、平成26年度にすべて完了しているため、耐震化率は100%となっている。

なお、県耐震改修促進計画に記載されている市町村有建築物の耐震化率の目標は100%となっている。

表6 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の現状

令和7年3月現在 (単位:棟)

市有建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)		
			d				e(=a+d)	f(= (c+d) / e)
	a	b						
学校	30	0	30	12	42	100		
病院・診療所	0	0	0	1	1	100		
劇場・集会場等	4	0	4	2	6	100		
賃貸共同住宅等	2	0	2	5	7	100		
社会福祉施設等	2	0	2	8	10	100		
消防庁舎	0	0	0	1	1	100		
その他一般庁舎	1	0	1	1	2	100		
その他	2	0	2	1	3	100		
計	41	0	41	31	72	100		

戸田市建築住宅課データ

イ 多数の者が利用する民間建築物の現状と目標

市における多数の者が利用する民間建築物の耐震化率は県データから算出したところ99.3%となるため、県耐震改修促進計画に記載されている令和6年度末の県内の多数の者が利用する民間建築物の耐震化率の95.4%に比べて高い結果となっている。

そのため、本市においては、耐震性が不十分な対象建築物の目標値「おおむね解消」に近づいているが、引き続き全ての建築物の耐震化のために県と連携して、耐震化を促進していく。

第3 建築物の耐震化の基本的な方針

1. 住宅

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて発災後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられる。

令和5年住宅・土地統計調査の推計による市内の住宅の耐震化率は、96.1%となっており、その内訳は戸建て住宅が90.8%、共同住宅等が98.1%となっている。共同住宅等については比較的高い水準にあるものの、戸建て住宅については、まだ、十分とは言えない状態にある。

住宅の耐震化を積極的に進めることは大切なことであるが、住宅については、所有者等の防災に対する意識の問題や耐震化の費用の問題など、耐震化を積極的に進めることに対して、それを妨げる要因が多く存在するのも現実である。

このような状況を踏まえ、市は所有者に対し、住宅の耐震化の継続的な推進のため、耐震化に係る費用の一部補助や耐震に関する情報提供を行うとともに耐震化の重要性についての普及・啓発活動を積極的に行うものとする。

2. 多数の者が利用する市有建築物

市が所有する建築物は、災害が発生した場合、学校は避難所等として活用され、病院は負傷者の治療が、庁舎は被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、応急活動の拠点として活用される。

また、本市においては、市有建築物本体の耐震診断及び耐震改修について、平成26年度にすべて完了しているが、大規模空間の天井等の非構造部材やエレベーターの耐震化などの大規模地震に備えた安全対策（改修含む）については、国の基準等に基づき促進していく。

非構造部材である大規模空間の天井の内、床から天井までの高さが6mを超え、かつ、その面積が200㎡を超えるものを建築基準法では「特定天井」と定義している。特定天井及び特定天井に準じるものについては優先的に耐震化を促進する。

3. 多数の者が利用する民間建築物

多数の者が利用する民間建築物は、多くの市民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が生じた場合には大きな被害が想定される。このため、県は、民間建築物の耐震診断及び耐震改修、並びに非構造部材やエレベーターの耐震化等が図られるよう積極的に取り組んでいる。市は情報提供等により県と連携を図る。

第4 民間の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修の 促進を図るための施策

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

住宅及び建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠である。

市は、本計画に即して、住宅の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組み、また、県は、多数の者が利用する民間建築物の耐震診断及び耐震改修に取り組んでいる。

住宅及び多数の者が利用する民間建築物の所有者等に対する、耐震診断及び耐震改修の支援については、国や県の施策と連動し、適切な役割分担及び連携の下に取り組むこととする。

また、必要に応じ、耐震改修促進法に基づく指導や建築基準法に基づく命令等を効果的に活用する。

2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 補助制度の活用

市では、平成17年度より「戸田市既存住宅耐震診断・改修補助金交付事業」を創設し、耐震化に関する所有者の費用負担の軽減を図っている。住宅の耐震性の向上や災害に強いまちづくりを推進する上で、個人への助成の充実に努めるとともに、県の補助制度を効果的に活用し、災害に強いまちづくりを目指すこととする。

(2) 融資制度の周知

県内3金融機関で設けている、耐震診断や耐震改修を実施する物件について低利率の融資を受けられる制度や、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修やリフォームに関する融資制度について周知を図る。

(3) 税制に関する措置の周知

既存住宅を耐震改修した場合は、固定資産税の減額や耐震改修に要した費用の一部が所得税額から控除される税制措置があるため、市はそれらの制度について周知を図る。

3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

住宅リフォーム工事に伴う消費者被害を防ぎ、また、住宅及び建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境を整備する必要がある。

市においては、耐震診断及び耐震改修を図るための相談窓口を設けており、安心して耐震改修を実施できるようにするための情報提供の充実を図ることとする。

また、県において、住宅リフォームの手引きを作成していることから、この活用を図る。

4. 地震時の安全対策に係る取組み

市は、国の基本方針や県耐震改修促進計画との整合を図り、次の取組を行う

- 新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した熊本地震及び令和6年1月に発生した能登半島地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。このことから、県及び市は適切な役割分担のもとに、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への地震対策の促進に努める。

- ブロック塀の安全対策

道路等に面するブロック塀等の倒壊は、人的被害の発生、避難や緊急車両の障害となることから、市は、著しい劣化や構造基準に合わないブロック塀等に対し、必要な指導を行うとともに、市のブロック塀等の撤去・築造に関する補助制度や生け垣等設置に関する補助制度について周知を図る。

- エレベーター等の地震対策

近年の大規模地震では、エレベーターの緊急停止などにより人が閉じ込められる被害の発生が複数確認され、復旧や救助に時間を要したことから、市は、地震時のリスクや地震対策について周知啓発に取り組む。

- 窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、落下防止対策の周知啓発に取り組む。

- 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度

県及び市は適切な役割分担のもと、高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の周知に努める。

- ・リフォーム改修の機会を捉えた耐震改修

耐震改修だけでは、所有者の改修意欲が上がらない場合などが考えられるため、市は、省エネやバリアフリー等のリフォーム改修と合わせた耐震改修の情報提供等を行い、所有者の耐震化の意欲向上に努める。

- ・段階的な耐震改修

住宅全体の耐震基準を満たすことが必要であるが、所有者の資金不足等により、直ちに耐震基準を満たす耐震改修を実施することが困難な場合が考えられる。そこで、市は、耐震シェルターや耐震ベッドを設置する簡易耐震改修に対して補助制度を設け、資金不足等の課題が解消された後に、住宅全体の耐震基準を満たす改修を行うなどの段階的な耐震改修の啓発にも取り組む。

5. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の把握

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物にあっては、地震発生後、2次災害を起こし、被害を大きくすることが考えられる。

そのため、市は県と連携して、これらの建築物に関する状況を把握し、安全性の確保に努める。

6. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路に接する建築物の倒壊によって、道路の機能が妨げられることがないように、県耐震改修促進計画で指定された路線*沿道の耐震診断義務付け建築物について、県と連携して、耐震化を促進していく。

※市域においては、東京外環自動車道及び首都高速5号池袋線・埼玉大宮線が指定されている

第5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. ハザードブックの周知

市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の液状化、建築物の倒壊の危険性等を記載した「戸田市ハザードブック」を防災に関する目安として、引き続き市民への周知を図る。

2. 情報提供の充実及び相談体制の整備

相談窓口において、次の事項に関する情報提供を実施する。

- ・耐震診断及び耐震改修の助成制度の概要、税制措置等
- ・耐震化の重要性
- ・自己による簡単な診断方法
- ・耐震改修工法や費用等
- ・ブロック塀の除去・緑化助成
- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・耐震リフォーム融資制度
- ・その他の地震対策情報

3. パンフレットなどの作成・配布

市は、耐震診断及び耐震改修に関する事業の促進を図るため、この計画で定めた目標や施策等の概要について記載したパンフレットを作成・配布し、市民への周知を図る。

また、耐震診断及び耐震改修に関する補助制度についても、引き続き広報等を通じて、市民への周知を図る。

4. 自主防災会等との連携

平常時の防災訓練や危険箇所の改善等の点検活動など、自主防災活動は重要である。市民の自主的な活動は、地震発生時の適切な対応にも効果を発揮する。

そのため、市ではこれらの活動を支援するとともに自主防災会等と連携し、耐震診断を受けるよう、働きかけを行う。

第6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

1. 関係団体等による協議会の活用

市は、埼玉県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとする。

2. 被災建築物応急危険度判定士の体制

市は、市内在住の被災建築物応急危険度判定士を中心に、平成24年度より戸田市被災建築物応急危険度判定士ネットワークを組織している。

余震等による建築物の倒壊、または部材の落下等によって生じる二次災害の防止により市民の安全の確保を図るため、震災後、市内の被災建築物に対する応急危険度判定活動が速やかに実施できる体制を整えている。

また、市は、応急危険度判定の実施に必要な資材等の備蓄を進めた結果、令和4年度に備蓄を完了した。

3. その他

(1) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険の加入率は、令和5年度の世帯加入率が全国平均で約35.1%、埼玉県の世帯加入率が33.7%という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るため、地震保険への加入を促進する必要がある。

このため、市は県と連携し、地震保険の加入促進に資する情報提供や普及啓発に努める。

(2) 多数の者が利用する建築物のデータの作成

多数の者が利用する建築物の耐震性能を把握するために県が作成する台帳について、市は情報提供等により県に協力する。

資料－1

多数の者が利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物）等の規模要件

耐震改修促進法第14条	用途番号	用途	特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法施行令第6条）の規模要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法施行令第8条）の規模要件
第1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	2	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	11	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	21	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上 *一般公共の用に供されるもの
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
第2号		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 *詳細は資料－2を参照	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
第3号		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

資料-2

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（特定既存耐震不適格建築物）の数量要件

耐震改修促進法第 14 条第 2 号

i) 特定既存耐震不適格建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件

床面積の合計が 500 m²以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m ³
④マッチ	300 マッチトン(※)
⑤可燃性のガス(⑥及び⑦を除く。)(温度が 0 度で圧力が 1 気圧の状態における数量)	2 万 m ³
⑥圧縮ガス(温度が 0 度で圧力が 1 気圧の状態における数量)	20 万 m ³
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20t 劇物 200t

※ マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で 7,200 個、約 120kg。